

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和3年7月27日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 石川 正志

記

- 1. 監査対象 升形児童館（指定管理者 升形児童館管理委員会）
令和2年度の施設管理に関する事務の執行について
- 2. 監査期間 令和3年5月21日から令和3年6月9日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
出納帳などの予算執行に係る諸帳簿を正しく管理し、関係法令等に基づき、適正な事業運営に努めること。	予算執行に係る諸帳簿の適正な管理に努めます。また、市子育て推進課による年5回以上の指導を行い、適正な執行に努めることとします。